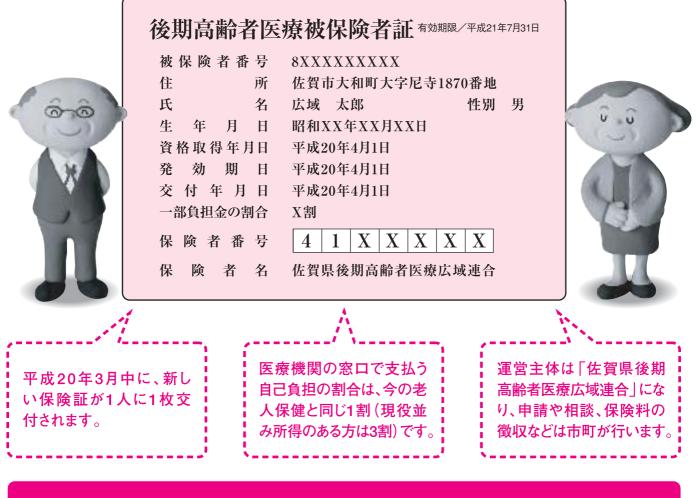




75歳(老人医療で障がい認定を受けられていた人は 65歳)以上の方は、平成20年4月から「後期高齢者 医療制度」に加入します。平成20年4月以降に75歳に なる方は、75歳になる誕生日の当日からとなります。

●新しい被保険者証のイメージ



平成20年4月からは、広域連合が交付する「後期高齢者医療被保険者証」の 1枚を提示して医療を受けることになります。

. 66				保険料			
Part of				後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員 が保険料を納めます。 保険料は、被保険者1人当たりいくらと決められる「被			
			保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「 なる「所得割額」を合計して、 個人単位で計算されます。				
佐賀県の 保険料	0	被保険者 均等割額 47,400円	Ð	所得割額 被保険者に係る 基礎控除後の 総所得金額 ×8.8%	(保険料) (20) (保険料) (保険料) (保険料) (保険料)		
			_		_		

後期高齢者医療制度の保険料は?●1年間の個人の保険料額(年金収入のみの場合)

例1)1人世帯の場合

年金額	0円~ 1,680,000円	1,680,001円~ 2,030,000円	2,030,001円~	7,362,582円~
保険料額	14,200円~ 27,400円	51,100円~ 81,900円	91,400円~ 500,000円	500,000円(限度額)
均等割軽減割合	7割	2割	なし	なし

例2) 夫婦2人世帯の場合(妻の年金額を基礎年金額の79万円とする)

5割

軽減

軽減

年金額	夫	0円~ 1,680,000円	1,680,001円~ 1,925,000円	1,925,001円~ 2,380,000円	2,380,001円~
	妻	790,000円	790,000円	790,000円	790,000円
保険料額	夫	14,200円~ 27,400円	36,900円~ 58,400円	72,600円~ 112,700円	122,200円~ 500,000円
	妻	14,200円	23,700円	37,900円	47,400円
均等割軽減割合		7割	5割	2割	なし

佐賀県の保険料率

■所得の低い方の軽減措置

軽減

●被保険者均等割額年額47,400円(被保険者全員が負担するもの) ●所得割率8.8%(所得に応じて負担するもの)

波扶養者であった方の軽減措置

これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の 資格を得た日のある月から2年間、保険料の被保険者均等割 額のみ賦課され、これが5割軽減されます。

※平成20年度は、本来負担すべき保険料の95%を 軽減します(平成20年10月から納付開始)。



所得の低い方は、

保険料の被保険

者均等割額が世帯

の所得水準にあわ

せて、7割・5割・2

割軽減されます。

